

お知らせ

■ 工事等に係る「最低制限価格」の設定基準等について

苫小牧港管理組合においては、200万円を超える工事の請負契約又は工事に係る委託業務の契約に係る競争入札を行う場合には、原則として最低制限価格制度を適用しております。

このたび、工事及び工事に係る委託業務について当該制度における設定基準を北海道の改正に準拠して改正し、令和6年6月3日以後に行う公告その他契約の申込みの誘引に係る契約から適用することとしましたので、お知らせします。

工 事	現 行
予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計を次の①又は②により端数処理した額に100分の110を乗じて得た額	
直接工事費の額の	97 %
+	
共通仮設費の額の	90 %
+	
現場管理費の額の	90 %
+	
一般管理費等の額の	68 %
①工事価格が1000万円以上の場合は、10万円未満切上げ	
②工事価格が1000万円未満の場合は、1万円未満切上げ	



工 事	改 正 後
現行どおり	

委 託	現 行
予定価格の10分の6から10分の8（測量は10分の6から10分の8.2、地質調査は3分の2から10分の8.5、道路清掃は10分の7.5から10分の9.2）までの範囲内で、次に掲げる額の合計を次の①又は②により端数処理した額に100分の110を乗じた額	
・設計（土木） 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48	
・測量 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.48	
・地質調査 直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.48	
・設計（建築） 直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6	
・道路清掃 直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68	
①業務価格が1000万円以上の場合は、10万円未満切上げ	
②業務価格が1000万円未満の場合は、1万円未満切上げ	



委 託	改 正 後
予定価格の10分の6から10分の8.1（測量は10分の6から10分の8.2、地質調査は3分の2から10分の8.5、道路清掃は10分の7.5から10分の9.2）までの範囲内で、次に掲げる額の合計を次の①又は②により端数処理した額に100分の110を乗じた額	
・設計（土木） 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.5	
・測量 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.5	
・地質調査 直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.5	
・設計（建築） 直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6	
・道路清掃 直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68	
①業務価格が1000万円以上の場合は、10万円未満切上げ	
②業務価格が1000万円未満の場合は、1万円未満切上げ	

最低制限価格の計算例（工事）

A 予定価格（税込） 11,088,000

a 工事価格（税抜） A 予定価格×100/110＝ 10,080,000

B 最低制限価格上限（税込） 11,088,000 ×0.92＝ 10,200,960 （1円未満切り捨て）

C 最低制限価格下限（税込） 11,088,000 ×0.75＝ 8,316,000 （1円未満切り上げ）

D 最低制限価格計算式

費目	算式		
直接工事費	4,927,793 ×0.97＝	4,779,959.2	(4,970,000-据付間接費42,207)
共通仮設費	1,100,000 ×0.90＝	990,000	
現場管理費	2,432,207 ×0.90＝	2,188,986.3	(2,390,000+据付間接費42,207)
一般管理費	1,620,000 ×0.68＝	1,101,600	
計（税抜）		9,060,545.5	
計（税抜）端数処理※		9,100,000	①10万円未満切上げ
計×1.1（税込） …D		10,010,000	

※端数処理は、次の①又は②による
①工事価格 a が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ
②工事価格 a が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

D’ 最低制限価格（税込）の決定 B ≧ D ≧ C → D 10,010,000

最低制限価格（税込）の決定の流れ
工事価格aに応じた端数処理方法①・②を選定し端数処理。

価格Dが上限額と下限額の範囲内であれば価格Dがそのまま最低制限価格（D’ ）となる。

※価格Dが上限額を超える場合は価格B、下限額を下回る場合は価格Cが最低制限価格となる。

最低制限価格の計算例 (一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合)

【1 測量業務】

A	予定価格 (税込)		6,479,000	
a	業務価格 (税抜)	A 予定価格×100/110=	5,890,000	
B	最低制限価格上限 (税込)	6,479,000 × 0.82 =	5,312,780	(1円未満切捨て)
C	最低制限価格下限 (税込)	6,479,000 × 0.60 =	3,887,400	(1円未満切上げ)

D 最低制限価格計算式

費目	算式		
直接測量費	3,378,750 × 1.00 =	3,378,750	
諸経費	2,511,250 × 0.50 =	1,255,625	
測量調査費	0 × 1.00 =	0	
計 (税抜)		4,634,375	
計 (税抜) 端数処理※		4,640,000	②1万円未満切上げ
計×1.1 (税込) …D		5,104,000	

※端数処理は、次の①又は②による

①工事価格 a が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ

②工事価格 a が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

D'	最低制限価格 (税込) の決定	$B \geq D \geq C \rightarrow D$	5,104,000
----	-----------------	---------------------------------	-----------

【2 設計業務】

A	予定価格 (税込)		1,980,000	
a	業務価格 (税抜)	A 予定価格×100/110=	1,800,000	
B	最低制限価格上限 (税込)	1,980,000 × 0.81 =	1,603,800	(1円未満切捨て)
C	最低制限価格下限 (税込)	1,980,000 × 0.60 =	1,188,000	(1円未満切上げ)

D 最低制限価格計算式

費目	算式		
直接原価 (直接人件費+直接経費)	837,695 × 1.00 =	837,695	
その他原価	404,516 × 0.90 =	364,064	
一般管理費等	557,789 × 0.50 =	278,895	
計 (税抜)		1,480,654	
計 (税抜) 端数処理※		1,490,000	②1万円未満切上げ
計×1.1 (税込) …D		1,639,000	

※端数処理は、次の①又は②による

①工事価格 a が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ

②工事価格 a が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

価格Dが上限額Bを超えているため、最低制限価格はBとなる。

D'	最低制限価格 (税込) の決定	$B < D \geq C \rightarrow B$	1,603,800
----	-----------------	------------------------------	-----------

D'	合計 測量D' + 設計D'	6,707,800
----	----------------	-----------

業務ごとに最低制限価格を算出し、合計した額がこの契約における最低制限価格となる。